

北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（平成19年4月1日規程第46号）第5条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年6月24日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和6年度において北海道公立大学法人札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 令和6年6月24日に一般競争入札の公告を行う次の契約

北海道公立大学法人札幌医科大学施設及び附属病院施設で使用する電力の需給契約

(2) 資格

電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類

電力

2 資格要件

(1) 北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条に掲げる者でないこと。

(2) 取扱規則第4条の規定する者でないこと。

(3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(8) 供給開始日から送電をすることが可能であること。

(9) 資格審査の申請をする日の直前1年間に電力供給実績があること。ただし、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の供給実績に限る。

(10) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(10)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年6月24日（月）から令和6年7月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日等除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。なお、北海道公立大学法人札幌医科大学のホームページ（<http://web.sapmed.ac.jp/jp/section/bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

(1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

(1) 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

(2) 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき又は資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目

(3) 電話番号 011-688-9433